

松尾鉦山跡地における森づくり及び体験活動に関する協定書

岩手北部森林管理署長（以下「甲」という。）、松尾鉦山跡地再生の森協議会会長（以下「乙」という。）及び岩手県知事（以下「丙」という。）は、松尾鉦山跡地における森づくり及び体験活動（以下「活動」という。）を円滑に実施するため、次のとおり遊々の森に関する協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者相互の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

遊々の森の名称は、「松尾鉦山跡地再生の森」（以下「再生の森」という。）とする。
甲は、岩手北部森林管理署赤川山国有林のうち別表に掲げる箇所、計120.07haを再生の森として乙に活動させるものとする。

第3（活動実施者）

再生の森において活動を実施する者は、松尾鉦山跡地再生の森協議会及び当該活動に参加する一般市民、児童・生徒（以下「活動実施者」という。）とする。

第4（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第5（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第6（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第7（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 丙は、再生の森の区域のうち、甲との間で貸付契約を締結している区域につき、当該契約の目的に支障を及ぼさない範囲において、乙がこの協定に基づく活動を実施することを認めるものとする。

- 4 乙は、再生の森が各般の法令等の制限を課せられている地域に設定されている場合にあっては、その法令等による規定を遵守するとともに、活動実施者に対しこれを指導するものとする。
- 5 乙は、再生の森において、保安林の土地の形質の変更行為に係る作業等が生ずる場合は、予め甲に申し出て、所定の手続きを行ったうえで実施するものとする。
- 6 乙は、植樹等の林業作業を伴う活動を実施する場合にあっては、予め甲に申し出て、必要な調整を図るものとする。

第8 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第9 (安全確保等の措置)

乙は、活動実施者の安全を責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 活動の実施の都度、現地に責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な対策、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保その他安全確保に必要な措置を講ずる。
- 2 万一、活動に伴い事故が発生し、活動実施者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について明確にするとともに、障害保険への加入等によりその補償等に備える。

第10 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙又は活動実施者が負担するものとする。

第11 (立木竹等の所有権等の権利)

乙及び活動実施者は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、再生の森における実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第12 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲及び丙に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、協定締結期間満了までに、設置した施設等を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第13 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第14 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、再生の森及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又は、国の所有に属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、再生の森及びその周辺における火災の防止に充分留意し、山火事防止に万全

を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動に伴うゴミの始末等のほか、再生の森及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

4 乙は、上記1から3について、活動実施者に対し適切な指示・指導を行うものとする。

第15 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第16 (活動の円滑な実施への協力)

甲及び丙は、再生の森における活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動の計画に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第17 (遊々の森の適切な管理)

甲は、再生の森が森づくり及び体験活動の場であることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第18 (協定の破棄)

甲は、次の場合、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に乙及び丙に通知するものとする。

- 1 再生の森の所在する国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合。
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがなくなり、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合。
- 3 協定に係る区域の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合。ただし、この協定締結時において甲と丙との間に結ばれている貸付契約に係るものを除く。
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合。
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合。
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合。

第19 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、有効期間満了に当たって、乙から活動の申し出があり、甲及び丙（甲との貸付契約に係る区域に限る）がこれを認める場合は更新できるものとする。

第20 (その他必要と認められる事項)

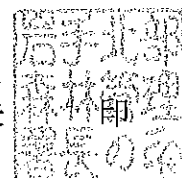
この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 1日

(甲) 住所 岩手県八幡平市荒屋新町41-8

氏名 岩手北部森林管理署長 山 田 和 夫



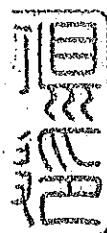
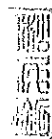
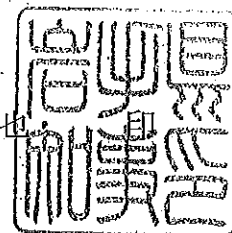
(乙) 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-16-31
松尾鉦山跡地再生の森協議会

氏名 会 長 泉 山 忍



(丙) 住所 岩手県盛岡市内丸10-1

氏名 岩 手 県 知 事 達 増 拓 也



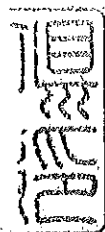
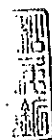
別表

「松尾鉱山跡地再生の森」面積内訳書

岩手北部森林管理署 松尾森林事務所管内
八幡平市松尾寄木字赤川山国有林

林 班	小 班	面積 (ha)	県貸付地	備 考
1496	ト 4	5.33		荒廃地
"	タ	41.22	○	B堆積場＋露天堀跡
"	ネ	9.38	—	元山堆積場
"	ナ	22.15	○	B堆積場
"	ム 1	30.14	△	元山堆積場（一部貸付地）
1498	ヘ	1.74	○	A堆積場＋水路敷
"	チ 2	10.11	○	A堆積場
計		120.07		

注：1. 面積は森林調査簿による。
2. 植栽適地以外もふくまれる。



松尾鉱山跡地再生の森区域

